

7 地域づくりの仕組みの見直しについて

花巻市では、地域づくりの仕組みについて、現在、コミュニティ会議からの意見をいただきながら見直しを行っています。

1 見直し提案の趣旨

花巻市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による自治の推進を図り、活力に満ち安心して暮らせる花巻市を実現するため、振興センターとコミュニティ会議による地域課題を解決する仕組みの今後のあり方を提案する。

2 協議経過

花巻地域 : 4月27日、6月29日

大迫地域 : 4月30日、7月16日

石鳥谷地域 : 5月8日、7月3日

東和地域 : 4月22日、6月23日

全体 : 7月27日

3 平成28年度の取り組み

(1) 振興センター等施設の管理運営と業務について

- ① 振興センター職員は、市非常勤職員からコミュニティ会議が雇用する事務局員の配置とする。
- ② 振興センター及び地区社会体育館等の施設は、地元利用が多く、利用者ニーズへの的確な対応と施設の適正な管理運営を期待できることからコミュニティ会議への指定管理を予定する。
- ③ 証明書発行は廃止する。
 - ・ 平成27年8月から試行開始した高齢者等への証明書宅配サービス
 - ・ 平成28年1月から開始されるマイナンバー制度
 - ・ 平成28年度から実施予定のコンビニエンスストアでの証明書発行
- ④ コミュニティ会議の運営のほか、地域の団体支援など、地域の実情に応じた地域づくり活動を支援する。

(2) 地域づくり交付金の取り扱いについて

市から各コミュニティ会議に交付している地域づくり交付金に残金が生じた場合、公金である交付金の取り扱いの透明性をさらに高めるため、コミュニティ会議において繰越を行わず、市へ返納する。翌年度、事業化されたされたものについて、返納された金額を上限にコミュニティ会議へ交付する。

(3) 地域づくりにおける人材育成について

市では、コミュニティ会議とともに、より多くの住民の意見を引き出し、地域の合意形成を促す役割とされる人材を地域置いて発掘し、研修会や実践の場を提供し、人材育成と支援に取り組む。

※ 平成28年度の取り組みについては、コミュニティ会議から承認された。